

熊本県有明海区漁業調整委員会

第527回議事録

令和7年（2025年）3月5日開催

第527回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年（2025年）3月5日（水）午後1時から

開催場所 水前寺共済会館グレースシア 2階 鳳凰 I

出席者

（出席委員）橋本孝 吉本勢治 木山義人 西川幸一 浜口多美雄
平山泉 八塚夏樹 小森田智大 佐小田眞智子

（Web） 藤森隆美

（水産振興課）課長補佐 石動谷篤嗣 主幹 大塚徹 参事 佐藤陽

（事務局）事務局長（審議員）清田季義 主幹 堀田英一 主幹 中根基行
参事 徳留剛彦 技師 對馬康史

議 事

（1）議題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第2号議案

熊本県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

第3号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」の知事管理区分に
配分する数量について（諮問）

第4号議案

うなぎの採捕制限について（指示）

第5号議案

熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する
規定の一部改正について（協議）

（2）報告

漁業法第90条に基づく資源管理の状況について

事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から第527回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り、事務局からご報告いたします。本日の委員出席者数は10名中10名で、過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。第527回熊本県有明海区漁業調整委員会次第という資料を1部、漁業法関係法令集という冊子を1部お配りしております。過不足等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは橋本会長よろしく願いいたします。

議長

皆さんこんにちは。今日のメンバーでの委員会は最後の予定となっております。よろしく願いいたします。

それではただいまから第527回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で、定められております議事録署名につきましては、本日は木山委員と、八塚委員にお願いいたします。なお議事の進行につきましては、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明します。資料2ページから6ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目の下段の2番になります。今回、新たに漁業を営みたいと要望のあった大目流し網漁業など5つの漁業について併せて諮問させていただきます。

最初に、大目流し網漁業です。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の図のような漁具を潮流を横切るように設置し、さわら、まながつお、たい等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。操業区域は、スライド4番の参考図に青色で色付けしている有共第1号共同漁業権漁場内と有共第21号共同漁業

権漁場内を組み合わせた区域となっており許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、漁業を営む者の資格については、資料3ページに記載のとおりとなっています。大目流し網漁業については、以上です。

次に、えび流し網漁業です。スライドは5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。スライド5番の右の図のような漁具を設置し、クルマエビや柴エビを漁獲します。漁期は、周年で、主に4月から10月までとなっています。有明海と不知火海で操業されています。操業区域は、熊本有明海です。6番の参考図に色付けしている区域になります。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料3ページに記載のとおりとなっています。えび流し網漁業については、以上です。

次に、くちぞこ刺し網漁業についてです。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業では、スライド7番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は周年となっていますが、かに網漁業の許可を受けている者が申請する場合は、10月1日から翌年7月31日までとなります。操業区域は、スライド8番の参考図に青色で色付けしている有共第1号共同漁業権漁場内と有共第21号共同漁業権漁場内を組み合わせた区域となっており、許可予定の隻数は1隻、その他の内容は、資料4ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

次に、ばいかご漁業についてです。スライドは、9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。スライド9番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域と隻数は、スライド10番の参考図に黄色で色付けしている有共第6号共同漁業権漁場内と青色で色付けしている有共第21号共同漁業権漁場内を組み合わせた区域で1隻、緑色で色付けしている有共第9号共同漁業権漁場内と青色で色付けしている有共第21号共同漁業権漁場内を組み合わせた区域で1隻となっています。その他の内容は資料5ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

次に、その他のかご漁業です。スライドは、11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっており、操業区域は、スライド12番の参考図に黄色で色付けしている有共第1号共同漁業権漁場内と水色で色付けしている有共第21号共同漁業権漁場内を組み合わせた区域で1隻、緑色で色付けしている有共第9号共同漁業権漁場内と水色で色付けしている有共第21号共同漁業権漁場内を組み合わせた区域で1隻となっています。その他の内容は資料(6)ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライドは、13番になります。

令和7年（2025年）3月13日から令和7年（2025年）3月31日までとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今水産振興課から第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様からご意見ご質問ございませんか。

ありませんか。

委員

はい。

議長

特に無いようですので、第1号議案について、「意見なし」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第1号議案については、「意見なし」と答申します。続きまして、第2号議案「熊本県漁業調整規則の一部改正について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。座って説明させていただきます。熊本県漁業調整規則の一部改正について諮問させていただきます。

資料の7ページから28ページに県知事からの諮問文を掲載しています。8ページから9ページは改正理由書、10ページは新旧対照表、11ページから28ページは現行の漁業調整規則になりますが、改正の詳細は、資料29ページから33ページに沿って説明させていただきます。

資料の29ページをご覧ください。規則改正の理由を説明します。

今回、県漁業調整規則において、1から4の項目について改正が必要になりました。

1. 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正について、同法律の施行により、漁業法のVMSに関する規定が改正されました。これに伴い、漁業法の規定を準用する県規則第57条のVMSに関する規定を改正します。VMSについて法令集(青色の付箋を貼った)ページに資料を掲載していますので、ご覧ください。VMSは、衛星船位測定送信機のことです。人工衛星を利用して船舶の位置を把握する装置をいいます。国は、全ての大臣許可漁業に対し、VMSの設置と常時作動を義務化しています。

資料29ページにお戻りください。

2. 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正についてです。同法の改正により、新しく拘禁刑が創設されます。これに伴い、県規則第65条の罰則に関する規定を改正する必要があります。

3. 国が作成する都道府県漁業調整規則例において、文言が修正されたことに伴い、県規則第65条と第66条の文言を修正する必要があります。

4. 令和2年の規則改正時の誤りの修正についてです。令和2年の規則改正時にありました誤字について修正します。

なお、1から3については、全国一律の改正となっています。

資料の下段に記載していますが、調整規則の改正には、漁業法と水産資源保護法の規定により、関係海区漁業調整委員会に意見を伺う必要があります。このため、本委員会に諮問させていただきました。

次に、それぞれの規則条文の改正の概要について、資料30ページから32ページで説明させていただきます。

初めに、資料30ページをご覧ください。1の規則第57条の改正について説明します。漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部が改正され、水産資源の持続的な利用を確保するためにVMS等の備え付けと操業期間中等に当該電子機器等の常時作動を命じられた者に対する罰則が、漁業法に規定されました。

同法の規定を準用する規則第57条第1項には、知事許可漁業を受けた者へのVMS等の備え付けと操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を知事が命令できることが定められていますが、これまで、この命令違反に対する罰則規定がありませんでした。今回、第2項が追加され、命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないことが規定されました。

違反者には、漁業法に基づき、6月以下の拘禁刑、又は30万円以下の罰金が科されます。

補足になりますが、規則第57条に第2項を追加する規定は、漁業法において令和6年7月16日に施行されています。また、規則第57条第1項に基づく命令は、令和7年3月現在において本県では発出されていません。

次に、資料31ページをご覧ください。2の規則第65条の改正について説明します。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁固が廃止され、拘禁刑が令和7年6月1日から創設されます。このため、規則第65条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

3の規則第65条各号及び第66条の改正について説明します。これらの条文は、従来から自然人が対象となる罰則であったため、国が定める規則例を改正しました。

これに伴い、規則第65条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第66条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める必要があります。

次に、資料32ページをご覧ください。4の規則第53条の改正について説明します。令和2年の規則全部改正時に規則第53条第8項で準用の対象となる項が正しくは「第6項」であるのを誤って「第7項」と規定していました。

この誤りを修正するために、規則第53条第8項中「第7項」を「第6項」に改めます。

規則第53条は「試験研究等の適用除外」を規定した文であり、同条第8項は「許可証の備付け等の義務」について知事許可漁業の許可と同様に規定しているものです。第8項の対象となるのは、第53条第1項の適用除外の許可を受けた者と第6項の記載事項の変更の許可を受けた者になります。第7項は読み替え規定となっており、対象となる項を令和2年の規則全部改正時に誤って規定したため、規則第53条第8項中「第7項」を「第6項」に改めます。

資料の33ページをご覧ください。最後に、規則改正のスケジュールを説明します。

改正手続きは、青色で示した「案作成・事前協議」手続きとオレンジ色で示した「漁業法に基づく法定手続」の2つに大きく分けられます。「案の作成・事前協議手続き」は終了し、現在、法定手続きを行っています。

今回の諮問に対する答申をいただいた後、農林水産大臣に対し、改正案の認可申請を行い、認可後に公布する流れとなっています。公布は、刑法等の一部を改正する法律の施行日が令和7年6月1日であるため、それより前に行う必要があります。

補足情報となりますが、今回の改正では、議会の議決とパブリックコメントは不要となっています。

なお、これからの大臣認可申請に当り、国から改正案の修正指示等があった場合、内容の変更を伴わない軽微な修正につきましては事務局に一任して頂きたいこと、併せてお諮りいたします。

以上で「熊本県漁業調整規則の一部改正」に関する説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

特に無いようですので、第2号議案について、「意見なし」と答申し

てよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第2号議案については、意見なしと答申します。

続きまして、第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の35ページをご覧ください。漁業法に基づく「新たな資源管理の流れ」という水産庁の資料と、知事管理漁獲可能量の配分について載せております。本資料については本委員会でこれまでご説明させていただきましたので省略させていただきますが、下段のフロー図にありますように、①で国が配分した都道府県別漁獲可能量を知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で②のとおり知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分する必要があります。

続いて、するめいかの配分についてご説明いたします。資料の37ページをご覧ください。

令和7年4月1日から開始するするめいかの令和7管理年度の都道府県別漁獲可能量の通知が国からあり、熊本県の配分量は「現行水準」、目安数量は「10トン未満」とされています。

都道府県別漁獲可能量は、全体漁獲量の上位80%を構成する漁獲量上位の都道府県には数量による配分がなされます。熊本県の漁獲実績は全体の80%には含まれなかったため、数量ではなく「現行水準」という配分がされました。

配分量が「現行水準」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。これに従い、令和7管理年度における「するめいか」の知事管理区分への配分量は「現行水準」としたいと考えます。

以上、令和7管理年度におけるするめいかの知事管理区分に配分する数量について、御審議の程よろしくをお願いします。

議長

ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

特に無いようですので、第3号議案について、意見なしと答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第3号議案については、意見なしと答申します。
続きまして、第4号議案「うなぎの採捕制限について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課資源栽培班です。

私からは第4号議案、資料38、39ページのうなぎの採捕制限について、説明させていただきます。今回、水産振興課からニホンウナギの採捕禁止に係る委員会指示の依頼を行いました。依頼の内容について、資料39ページを用いて説明します。

2 要請の内容をご覧ください。

(1)熊本県全域において、10月から翌年3月までの間、全長21cmを超えるニホンウナギの採捕を禁止すること。

(2)上記の指示期間は、令和7年度から令和10年度までの3年間とすること、としております。

(1)については、秋以降に「下りウナギ」となり産卵のため海へ下っていくニホンウナギ親魚を県内全域で保護し、資源回復を図るためのものです。

(2)については、令和4年度から令和6年度までの3か年間にわたり指示を発行していただきました、下りウナギの採捕規制について、改めて3か年間、継続していただくことについての依頼です。

この依頼を行う理由について、背景をご説明します。

3 背景をご覧ください。養殖用シラスウナギの採捕実績は、全国的に平成21年漁期以降不漁が続いており、県内域も同様の状況でした。なお、令和7年に入り、本県内における採捕状況は好調と聞いているものの、令和4年から令和6年の3カ年平均で見ると過去10年間平均の4割程度と低水準であり、引き続き資源状況を注視する必要がある状況です。

本県は、平成25年度から令和6年度までの12年間、熊本県全域において、10月から翌年3月までの間、全長21cmを超えるニホンウナギの採捕を禁止し、資源管理へ取り組んでいるところです。下りウナギの規制は、九州地区では、本県以外に宮崎県及び鹿児島県が実施しており、全国では、青森県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県など、計11県が実施しています。

この取り組みにもかかわらず、依然としてニホンウナギ資源は低水準であり、引き続き資源管理や生息環境の改善の取り組みを進めることが必要だと考えられます。

また、ウナギ養殖業についてですが、平成27年6月1日付けで、農林水産大臣の許可を要する指定養殖業となり、令和6年11月1日時点で、全国で511件の養殖場が許可を受けています。許可に基づく池入割当量は、ニホンウナギで21.7トン、そのほかの種のウナギで3.5トンという状況になっています。

このように、養殖業においても国内管理が確実に行われるようになっており、内水面や海面においても、ニホンウナギの資源管理を継続的に進めていくことが望まれると考えております。

この取り組みの継続の必要性については、各内水面漁協及び海面漁協においても、これまで特段の反対の意見はなく、必要性は了解されている状況です。

以上、今回、貴委員会に対しまして指示の発動をお願いする背景について、ご説明させていただきました。

水産振興課からは簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長

ただ今、水産振興課から、第4号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

はい。

議長

特に質問も無いようですので、第4号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局

事務局の方から今回の委員会指示(案)について説明いたします。資料は次のページをご覧ください。こちらが指示(案)になります。読み上げさせていただきます。

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第〇〇号、うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、うなぎの採捕について次のとおり指示する。令和7年(2025年)〇月〇日、こちらの日付は、県公報への登載日になります。熊本県有明海区漁業

調整委員会会長 橋本孝、1採捕を禁止する水産動物、全長21センチメートルを超えるうなぎ、2禁止期間、10月1日から翌年3月31日まで、3 禁止区域、天草不知火海区(熊本県宇城市三角町(有明海側を除く。))から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び苓北町の地先海面)、4適用除外、熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第53条第1項の規定により、知事の許可を受けて採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。5指示の期間、令和7年(2025年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日まで
以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第4号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第4号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。

続きまして、第5号議案「熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規定の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局でございます。着座にて説明させていただきます。

まず、規程案の概要を説明します。資料40ページをご覧ください。

改正の必要性につきましては、2に示したとおり、個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正等に伴い関係規定を整理する必要が生じたためです。

現在、県や各種委員会等において、それぞれが所管する関係規程等の改正手続きも、並行して、進められています。

当委員会におきましても、「熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程」の改正が必要となりましたので、ご協議いただくものです。

ちなみに、本規程は、当委員会が保有する個人情報や文書について、開示請求があった際の手続き等を定めた規程になります。

改正の内容としては、3にお示ししたとおり、別記第1号様式、別記第15号様式、別記第23号様式を改正することになります。

さらに、施行前後で実質的な変更もないことから、公布の日から施行することとしている他、附則第2項には経過措置を定めることとしています。

資料42ページをご覧ください。

1号様式の新旧対照になります。修正箇所を朱書きしていますが、左に改正前の様式を、右に改正後の様式を示しています。

今回の改正は、本人確認書類から「健康保険の被保険者証」が削除されます。次に43ページをご覧ください。開示請求書の裏面になりますが、同様に被保険者証が削除され、(3)代理人による開示請求の場合の最下段、「提出」が「提示し、又は提出」に変更されます。資料44ページから45ページの15号様式も同様の変更です。

次に、46ページの23号様式をご覧ください。1号及び15号様式と同様の改正に加え、48ページの1行目、「法定代理人」が「代理人」に改正されます。

以上のとおり3つの様式で改正を予定しています。

最後に、資料49ページをご覧下さい。

告示案を示しております。内容は、先にお示した資料と重複しますので、説明を割愛させていただきます。以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明がありましたが、御質問、御意見はございませんか。ありませんか。

議長

意見も無いようですので、第5号議案については、事務局案のとおりとし、軽微な変更については、事務局長に一任してよろしいか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第5号議案については、事務局案のとおり規定の一部を改正することとします。

続きまして、(2)の「漁業法90条に基づく資源管理の状況について」水産振興課から報告をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。よろしくお願いいたします。漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について報告させていただきます。資料は51ページからになります。着座にて説明させていただきます。

1 資源管理状況等の報告の義務化について、令和2年12月1日に施行された漁業法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条第1項において、漁業権者は、漁業権の内容である漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられました。

また、同法90条第2項及び同規則28条第3項において、知事は漁業権者からの報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上海区漁業調整委員会に報告することが義務付けられました。

今回報告しますのは、令和5年度の海面漁業権を有する漁業権者の漁場の行使実態について、県へ報告された内容を委員会へ報告するものです。

令和5年度の熊本県有明海区については、共同漁業権で21件、区画漁業権で49件の合計70件の漁業権があり、その全てについて報告がされております。

2 報告方法ですが、昨年3月文書により報告を依頼しました。報告の対象期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日です。

報告事項は、53ページの【参考】報告様式に記載している項目について、ご覧ください。

共同漁業権では、(1)資源管理の状況等について、漁業関連法令の遵守、休漁日や漁獲上限の設定等、定着性水産動植物の種苗放流や産卵場造成等の増殖の取組状況になります。

また、(2)漁場の活用状況については、漁業の名称、延べ操業人数及び日数、漁獲量などになります。資料54ページから55ページに漁業権別の報告様式を添付しております。

資料51ページに戻っていただき、3 漁業権の適切かつ有効の判断及び報告に関する意見は、各漁業権者からの報告に基づき、漁場を適切かつ有効に活用されているかを判断することになりますが、これは、56ページに記載しております、国のガイドラインのチェックシートに基づき実施しております。

資料52ページをご覧ください。4 各漁業権別の報告結果の概要について御報告します。

まず、共同漁業権からですが、有明海区の共同漁業権は、有共第1号から有共第21号までの合計21件あり、(1)資源管理の状況等では、漁業関連法令の遵守、漁場監視、主要漁業種類であるあさり、はまぐりの禁漁やサイズ制限の取組が報告されました。

また、あさり増殖の取組、稚魚の放流、海底耕うん、流木等海洋ごみの回収等、資源の増殖や漁場環境の改善や管理の取組が報告されました。

(2)の漁場の活用状況では、第1種共同漁業、これは定着性の水産動植物を共同で営む漁業ですが、あさり、はまぐり、たいらぎ、あなじゃこ等が漁獲されていましたが、資源量減少等の理由で漁獲がない漁業がありました。

第2種及び第3種共同漁業、これは小型定置網漁業等になりますが、雑魚ます網(つぼ網)、雑魚かし網等で漁獲がありました。第1種共同漁業と同様、資源量減等に理由により、漁獲がない漁業がありました。

(3)の適切かつ有効の判断について、漁業の行使実態があり、漁場を適切かつ有効に活用されていると判断しました。

次に区画漁業権について報告します。

(1)漁業種類は、第1種区画漁業として、のり支柱式養殖業、のり浮流し養殖業、わかめ養殖業、第3種区画漁業として、あさり・はまぐり養殖業及びはまぐり養殖業があり、合計で49件の区画漁業権の免許があります。

(2)資源管理状況等の報告では、漁業関連法令の遵守、のりの養殖については、各漁協で立てられた漁場改善計画に基づく養殖生産を実施されていることが報告されました。

(3)漁場の活用状況については、各養殖業とも概ね養殖が実施されていましたが、一部で行使者を募集している漁場がありました。

(4)適切かつ有効の判断について、行使実態が確認できた漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用されていると判断しました。

漁業法第90条に係る資源管理状況等の報告については、以上になります。

議長

ただ今水産振興課から報告がありましたが、ご質問はございませんか。
ありませんか。
質問はありませんか。

議長

質問がないようですので、「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等について」水産振興課からの報告は終わります。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

はい。

議長

事務局からありますか。

事務局

ございません。

議長

それでは、これで第527回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。